

# 合宿免許契約条件書

※お申し込みの際は、必ずこの合宿免許契約条件書をご確認ください。  
※お申し込みが未成年の方は、親権者(ご両親)の同意が必要となります。

## (総則)

1. この合宿免許は、参加されるお客様は宇摩自動車教習所(以下、当教習所といいます)と合宿免許契約(以下、当契約といいます)を締結することになります。
2. 合宿免許の内容・条件は、募集広告、パンフレット、予約確認書面の他、当合宿免許条件書によります。

## (お申し込みとご契約の成立)

1. 当教習所は、お客様より入所日、運転免許種別を指定して手配の希望を承り、道路交通法、自動車教習所規約、空席状況を確認し、当教習所が手配を承諾する旨をお客様へ回答した後、お客様からお申し込みをいただきます。なお、お申し込みが未成年の場合は、親権者の同意を確認させていただきます。
  2. お申し込み後、当教習所が指定する期日までにお客様が申込金または教習料金全額をお支払いいただいた場合に当契約の成立として取り扱います。「お客様が申込金または教習料金全額をお支払いいただいた場合」とは以下のいずれかの場合を指します。
    - ①申込金または教習料金全額をお支払いいただき、当教習所が入金を確認したとき
    - ②「教習ローン(分割払い)」の場合、お客様の審査申込み手続きが完了し、信販会社が当教習所へローン引き受け通知を発したとき
    - ③クレジットカード払いの場合、カード会社による認証手続きが完了したとき
- なお、当教習所が申込金を收受した場合は、教習料金の一部に充当するか、契約を解除するときの取消料に充当します。

## (お申し込み条件)

1. お客様の都合により合宿教習を中断すること、一時帰宅することはできません。ただし、当教習所の許可があり、かつ、再入所時点において教習料金を追加でお支払いいただくなどの追加負担をご承諾いただけることを条件としてお受けすることができます。
2. 複数名でお申し込みいただいた後、一部のお客様が契約を変更または解除する場合、他のお客様全員の契約条件が変更となります。その際、変更に伴って生じる差額はお客様のご負担となります。
3. 当教習所は、お申込みの承諾後や契約が成立した後で、お客様が持病、心身の障害、アレルギー、妊娠または妊娠の可能性があるなど特別な配慮が必要であることを知ったときは可能かつ合理的な範囲内でこれに応じることいたしますが、手配ができないときは、特別条件を付加するか契約を解除することができます。
4. 当教習所は、お客様が次に該当する場合、お申し込みの承諾後やご契約が成立した後であっても、契約を解除することができます。
  - ①免許取消、無免許運転などの行政処分を受け、欠格期間を満了していないことを知ったとき
  - ②運転適性相談、医師の診断など当教習所が求める手続きがされていないとき
  - ③当教習所の入校不可条件に該当すると知ったとき
5. 当教習所は、次に該当する場合、何らの責任を負うことなく、お申し込みおよび契約の締結を解除いたします。
  - ①お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または合宿教習の円滑な実施を妨げるおそれがあると当教習所が判断したとき
  - ②暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者または反社会的勢力と関係すると知ったとき
  - ③当教習所に対し、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれに準ずる行為を行ったとき

## (合宿教習開始前の契約の変更および解除)

1. お客様は、いつでも表1の取消料をお支払いいただくことにより、当契約を変更または解除することができます。なお、当契約の変更または解除は当教習所の営業時間内に限りお受けします。

当教習所連絡先 一般社団法人宇摩交通安全協会 宇摩自動車教習所 0896-58-2949  
営業時間 8:30~20:00 ※契約の変更または解除についてのご連絡は平日のみ受付ております。

表1(変更・取消料の期間および変更・取消料)

入所日の前日から起算してさかのぼって	変更・取消料(おひとり)
21日前までの取り消しまたは変更	無料
20日前から4日前までの取り消しまたは変更	税別18,519円(税込20,000円)
3日前から入所日当日の取り消し・変更(集合時間までに連絡があった場合)	税別30,000円(税込32,000円)
入所日当日、集合時間までに連絡が無い場合の不参加	税別40,000円(税込43,200円)

2. 当教習所は、当契約が変更または解除されたときは、すでにお支払い頂いている料金の全額または申込金から所定の取消料を差し引いた残額を返金します。  
但し、教習ローン(分割払い)・クレジットカードによるお支払いの場合は、上記取消料をご請求いたします。  
なお、返金時の手数料実費は、いずれもお客様のご負担とさせていただきます。
3. お客様は、契約成立以降次の事由が生じた場合、取消料のご負担なしで当契約を変更または解除することができます。  
この場合、返金時の手数料実費は当教習所の負担とさせていただきます。
  - ①当教習所の事情により、卒業予定日が延期されたとき
  - ②当教習所の事情により、代金が追加増額されたとき
  - ③自然災害・暴動・テロ攻撃などにより、代替交通機関が運休したとき
  - ④官公署の命令により、合宿教習の安全かつ円滑な実施が不可能な場合または不可能となる可能性が極めて大きい場合

#### (合宿教習開始後の契約の変更および解除)

1. お客様のご都合により、当教習所への入所手続き後に当契約を変更または解除する場合、当教習所の基準により、收受代金から入所金・教材費・受講済みの教習料金・技能検定料・その他お客様のご負担いただく費用を差し引き、ご精算いたします。
2. お客様が、合宿教習開始後のケガ・病気、その他の理由により合宿教習の継続に耐えられないときは、当教習所は当契約の一部を解除することができます。  
その責任が当教習所にない場合、解除に伴う帰宅費用等はお客様のご負担とさせていただきます。

#### (合宿教習開始後の日程の変更)

1. 当教習所がお客様にあらかじめ提示させていただく卒業予定日とは、当教習所が定める合宿教習をすべて期日どおりに終了した場合の卒業可能な日をいいます。学科試験や技能検定の合否、自然災害などの影響による教習中止により期日どおりに終了しないときは、卒業予定日は延期となります。  
この場合、当教習所は旅程保証の対象外として取り扱わせていただきます。
2. 卒業日が延期となる場合、お客様に追加教習費用などをお支払いいただきます。  
ただし、あらかじめ当教習所が決めた保証内容までお客様のお支払いは生じません。
3. 道路交通法の定める実技教習課程の修了もしくは修了検定に合格する見込みがないと当教習所管理者が判断した場合、また全教習課程修了が1ヶ月以上経過した場合は、合宿課程を中断し、お客様には一時帰宅していただきます。このときの交通費はお客様負担とさせていただきます。
4. 前項の場合、一時帰宅後の合宿教習日程の再開は、再入所時点の教習料金との差額や交通費の負担等、特別条件の付加を改めてお客様へ提示し、ご承諾いただいた上でお引き受けいたします。

#### (宿舎の変更)

1. 合宿教習期間中に滞在する宿舎は、あらかじめ当教習所が施設名を確約した場合を除き、同等の施設の中から当教習所が任意で指定いたします。
2. 合宿教習期間中に、宿舎または宿泊室の移動を行う場合があります。  
この場合、同等の施設への移動となります。
3. 前項の同等の施設とは、宿泊室における一人あたりの広さ、付帯設備に著しい格差がない施設をいいます。当教習所からの距離、周辺の環境、築年数や改装時期はこれに含みません。
4. お客様単独または複数名で宿泊施設を専有する場合、宿泊室を専有することができる期間は、当教習所がお客様にあらかじめ提示する卒業予定日を限度とさせていただきます。

#### (特別補償)

1. 当教習所は、委託する保険会社に当教習所に責任が生ずるか否かに関わらず、お客様が合宿教習に参加する期間中に急劇且つ偶然な外来の事故により、その生命、身体、または携行品に発生した損害を表2の範囲内で補償する保険に加入しております。

表2 特別補償

補償	補償金額
死亡保険金	1,000万円
後遺障害保険金	1,000万円
入院保険金日額	1,5000円
通院保険金額	10,000円
携行品損害保険金額(免責3,000円)	15万円

2. 下部の事項については保険金のお支払いが受けられることあります。
  - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ
  - ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
  - ③自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ

- ④脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
- ⑤妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- ⑥外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
- ⑦戦争、その他の変乱、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- ⑧地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約をセットする場合はお支払対象となります。)
- ⑨核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
- ⑩原因がいかなるときでも、頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ⑪入浴中の溺水(ただし、保険金を支払うべきケガによるものである場合には、保険金をお支払いします。)
- ⑫原因がいかなるときでも、誤嚥によって生じた肺炎
- ⑬「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ
- ⑭乗用具を用いて競技等をしている間のケガ

など

### 3. 下部の事項については携行品損害保険金のお支払いが受けられないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害
- ②自動車等の無資格運転、酒気帯び運転また麻薬等を使用しての運転中の事故による損害
- ③携行品の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害
- ④携行品の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
- ⑤偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑥携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。
- ⑦携行品の置き忘れまたは紛失による損害
- ⑧戦争、その他の変乱、暴動による損害(テロ行為による損害は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- ⑨地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害
- ⑩核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
- ⑪「補償対象外となる主な(携行品)」の損害

など